

一般会計等注記

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産及び無形固定資産の開始時簿価については、資産全ての取得原価が判明しているため、取得原価とします。（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。）

また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。

有価証券等の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産は、残存価額を1円として定額法により減価償却を行います。

引当金の計上基準及び算定方法

該当事項はありません。

リース取引の処理方法

リース取引は、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円を超えないものであり、重要性の乏しい所有権移転リースであると認められるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行います。

資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金とします。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

対象範囲（対象とする会計名）

普通会計財務書類の対象範囲は次のとおりとします
一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設事業特別会計
一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等は、公営事業会計のうち公営企業会計(病院事業)を含みますが、普通会計には含みません。また、一般会計等は、職員の退職手当引当金を計上していますが、普通会計は、公営事業会計に属する職員とするため除外しています。

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び 出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

財務書類の作成基準日（以下「基準日」という。）は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、会計年度末から地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の5に定める出納の閉鎖までの期間における歳入及び歳出並びにそれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の数値をもって会計年度末の数値とします。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

該当事項はありません。（法適用外会計）

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当事項はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

該当事項はありません。

道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落による評価額

該当事項はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

固定資産等形成分は、固定資産（有形固定資産、投資その他の資産）を計上しています。

余剰分は、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

基礎的財政収支

業務活動収支 0円

投資活動収支 0円

既存の決算情報との関連性

歳入歳出決算書

収入（歳入） 30,285,173円

収入（歳入） 29,904,660円

資金収支計算書

収入（歳入） 29,904,660円

収入（歳入） 29,904,660円

歳入歳出決算書と資金収支計算書の収入の差は、繰越金 380,513円によるものです。

歳入歳出決算書と資金収支計算書に会計の範囲の違いはありません。

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 0円

投資活動収入の国県等補助金収入 0円

未収債権、未払債務等の増加（減少） 0円

減価償却費	22,771,506 円
賞与等引当金繰入	0 円
退職手当引当金繰入額	0 円
徴収不能引当金繰入額	0 円
資産除売却益（損）	0 円

純資産変動計算書の本年度差額 0 円

一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500百万円
一時借入金に係る利子額	0円